

4.3 電子出版の動向

丸善（株）出版事業部ネットビジネス部長
松田和之

1. はじめに

情報を電子的媒体等を使用して公表することを「電子出版」、電子出版によって公表されたものを「電子出版物」と定義した現在の納本制度は、「国立国会図書館法の一部を改正する法律案」として平成12年3月31日に成立した。^[1]

電子出版物は形態別に、「ネットワーク系電子出版物」とCD-ROM、DVD等の有形の媒体に情報を記録した「パッケージ系電子出版物」に区分され、平成12年10月1日以降に発行されたパッケージ系電子出版物を国立国会図書館への納入対象とした。「パッケージ系電子出版物」は「電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法によって作られた記録をいう)として複製された著作物」と定義されている。

一方、電子出版物の購読とアクセス環境の提供が必須とされる大学図書館等においては、情報提供サービスの充実という使命のもと、パッケージ系電子出版物といえども、その利用形態としてはイントラネットやLAN等のネットワーク経由であることが多い。なおかつ現在では、電子ジャーナルに代表されるインターネット経由による一次情報の購読も一般化しており、国公立大学付属図書館等における電子ジャーナルの購読契約に関しても、従前は役務提供契約により出版社への購読料金は後金払いとなっていたが、前金払いでの契約が可能となるなど出版メディアによる区別が是正されつつある。

包括的に現在の情報基盤を鑑みると、IT戦略が積極的に推進されつつあるものの、依然「紙を基盤とする情報社会」である感は否めない。しかし、電子出版とネットワークの融合による「PaperからScreenへ」と展開する情報の生産流通過程の変革は、電子出版物をデジタル・コンテンツとしてその生産性の向上とプロセスの高速化をもたらした。不可視的財であるデジタル・コンテンツは、従来著者と読者の間に介在する既存の印刷、出版、取次、書店、図書館における生産流通基盤に対して、機能やサービス形態の進展(変革や改革ではなく、伝統的なサービスを包含する)を余儀なくさせている。

電子出版を核としたネットワーク提携の可能性を見越した出版社の合併や異業種の参入、購読料等支払に関する電子商取引の増大、図書館における既存メディア資料のデジタル化や電子出版物の貸出返却、e-learningにおけるe-booksやe-textbooksへの対応、さらには全てに関わる権利問題など、デジタル情報化社会(知識創発型社会^[2])に向けて、情報サービス関連市場では新たなビジネススタイルの構築が始まっている。

このような状況の中で、特に学術情報の生産流通過程や利用形態が今後どのように発展していくのか、財政的課題、制度的課題、技術的課題から今後の電子出版の動向について考察する。

2. 進化するメディア

- 2-1 情報の入手経路(情報共有)
- 2-2 デジタル・コンテンツの流通
- 2-3 デジタル・コンテンツの相関関係

- 3.メディアとしての書籍・雑誌
 - 3-1 出版流通経路
 - 3-2 Paper to Screen
 - 3-3 ネットワーク系とパッケージ系

- 4.情報と通信の基盤整備
 - 4-1 ブロードバンド・サービス
 - 4-2 電子出版とネットワークの融合
 - 4-3 電子図書館 (保存からアクセスへ)
 - 4-4 コンソーシアムの形成

- 5.電子出版物の基本的な特徴
 - 5-1 メリットとデメリット

- 6.国内電子出版の動向
 - 6-1 電子ブック
 - 6-2 クリック & モルタル

- 7.海外電子出版の動向
 - 7-1 Open eBook
 - 7-2 Big 3 formats
 - 7-3 学協会、大学出版局、商業出版社

- 8.学術系出版社の出版事情
 - 8-1 Print On Demand
 - 8-2 既存タイトルの電子版と新規出版
 - 8-3 Copyright in an Electronic World
 - 8-4 価格政策(値上がりの要因)

- 9.学術情報の流通の変化と大学図書館
 - 9-1 コレクションの見直し
 - 9-2 DDS と電子ジャーナルの活用
 - 9-3 eBooks & eTextBooks
 - 9-4 組織内外の専門家や業者とのアライアンス強化(アウトソーシング)

10. 電子ジャーナルサービスの現状

10-1 Delivery / Access of Licensed Materials to Licensee

10-2 価格と利用形態

11. 既存資料のデジタル化

11-1 メディア変換

11-2 保存と活用

11-3 作業工程

11-4 費用対効果

12. 電子出版物活用への社会的合意の必要性

12-1 権利の尊重

12-2 有償提供への社会的合意 - 無償提供

参考資料 [1] http://www.ndl.go.jp/ndl_frm_7.html

[2] <http://www1.kantei.go.jp/jp/it/>